

緑竹・ごぼうを調査

経済建設常任委員会

平成14年12月17日委員会を開会し、経済課長等の出席を求め、緑竹・ごぼうの栽培状況を調査をしました。

ごぼうについては、浦川内の枕辺地区を調査。平成13年は2人で40a、14年は92aを4期に分けて播種されており、新しい産地として今後有望な地区である。

本町の目標面積は20haであるが、年々新しい産地も出来つつある中で、深耕・播種機、収穫機等の導入が必要であること。徹底した技術指導を図る必要がある。

緑竹については、大俣地区を調査。平成14年は60aに80本植付けてある。生育は順調であるが鹿の食害が見られ

ることから、今後は団地化を進め、その対策を検討する必要がある。

また、生産量が増えた場合の販路についても十分検討しておく必要がある、との要請がされました。



緑竹の現場を調査中の経済建設常任委員会

意見書を提出

町村自治の確立

内閣総理大臣、衆参両議長等に

現在、第27次地方制度調査会においては基礎的自治体のあり方等が審議検討されているが、去る11月1日に開催された地方制度調査会小委員会に提出された「西尾私案」は、町村の自己決定権を踏みにじり住民自治を否定するものであって、我々

として到底受け容れることができない。また、自治の基盤である税財政制度の将来像については全く言及しておらず、今後、地方をして、どのような税財政制度の下で行政を行わせようとするのか、その見通しを示さないまま、やみくもに町村の「解消」

を図ろうとするものであり、断じて認めるわけにはいかない。

本来、国は、第2次分権改革として、地方分権推進委員会が「最終報告」で示した地方財源充実確保方策についての提言を最大限尊重し、先ずもって地方分

対し、「税財源の地方分

権」を行うべきである。地方が如何なる行政体制を選択するかは、この税財政制度の将来像を踏まえて地方が自主的に判断すべきものであり、この点「西尾私案」は、このあるべき順序を全く踏まえない、地方分権の確立に反する案といわざるを得ない。よって、下記事項について意見書を提出するものであります。

記

1 国は、地方自治制度の検討に当たっては、町村の自己決定権及び住民自治を尊重し、町村自治の確立を前提とすること。

2 早急に自治の基盤である税財政制度の将来像を明らかにし、「税財源の地方分権」を早急に実現すること。

平成14年12月25日

鹿児島県薩摩郡
鶴田町議会議長

後編 編集

あけましておめでとございます。皆様には健康やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年には町制施行40周年を迎え、また、最大の行政課題である市町村合併について、その方向が決定される重要な変革の年でもあります。

今回の議会だよりは、今年4月に統一地方選が実施されますので、現編集委員による発行の最終号となりました。残された任期を精一杯がんばって参ります。今後ともよろしくお願いたします。

平成15年1月

発行責任者 東 哲雄
編集委員長 中尾 正男
副委員長 四位 芳彦
編集委員 橋之口 淳一
編集委員 下大迫 幸太郎
編集委員 高 嶺 実樹雄
編集委員 水流 克男